

杉野服飾大学・杉野服飾大学短期大学部における公的研究費の使用に関する行動規範

平成 26 年 10 月 1 日

理事長裁定

公的研究費の適正な管理運営を目的として本学の教職員が遵守すべき行動の規範をここに定める。

1. 教職員は、公的研究費の使用に当たっては、当該費用の配分機関が定める各種規則及び本学が定める規程等の使用ルール、その他関係する法令・通知等を遵守するとともに、その使用に関する説明責任を自覚しなければならない。
2. 教職員は、公的研究費の原資が国民の税金等で賄われていること及び機関による研究費の管理が必要であることを認識し、適正かつ計画的・効率的な使用に努めるものとする。
3. 教職員は、関係部署等と協力し不正使用防止に努めるとともに公的研究費の適正な執行管理を行う。
4. 教職員は、公的研究費の不適切な使用が当事者のみの問題にとどまらず、本学におけるすべての教育研究に対する深刻な影響を及ぼすものであることを十分に認識し、行動しなければならない。